

答申第 151 号

平成 15 年 11 月 20 日

神奈川県公安委員会
委員長 石井 明 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀部 政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 14 年 12 月 18 日付けで諮問された名誉毀損事件に係る事件指揮簿一部非公開の件（諮問第 243 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の警察署が取り扱った名誉毀損事件に係る警察署長事件指揮簿を一部非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成14年6月中に特定の警察署が取り扱った名誉毀損事件(以下「本件名誉毀損事件」という。)に係る警察署長事件指揮簿(以下「本件行政文書」という。)を神奈川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が、平成14年10月22日付けで一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、警察本部長が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び犯罪の予防等に関する情報であって、犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあるものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号及び第6号に該当するとして一部非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 条例第5条第1号本文該当の点について

(ア) 実施機関は、氏名の欄を非公開とした理由について特定の個人が識別される情報に該当する旨説明しているが、アスタリスク記号で上書きして氏名を消せば、特定の個人が識別されるおそれはなくなる。

(イ) 実施機関は、個人の権利利益を害するおそれがある情報については非公開とした旨説明しているが、公開する公益上の必要性と公開することにより生ずる支障を利益考慮し、公益上の必要性が高い場合には、個人の権利利益を害するおそれのある情報であっても公開されるべきである。

関係者の氏名については、公益上の必要性があるから公開されるべ

きである。

イ 条例第5条第1号ただし書ウ該当の点について

公務員の職務遂行に関する情報については、県政を県民に説明する責務を全うするという条例の趣旨にかんがみると、公開することを原則としているものとする。また、本件名誉毀損事件は、名誉毀損罪の保護法益である外部的名誉のない者に対する事件であるから、犯罪の構成要件に該当しないものである。したがって、本件名誉毀損事件に係る捜査（以下「本件捜査」という。）は違法不当であるから、違法な職務遂行に基づく情報は、本号ただし書ウの規定を根拠にしてすべて公開されるべきである。

ウ 条例第5条第6号該当の点について

実施機関は、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがある情報については、条例第5条第6号に該当するため、非公開とした旨説明しているが、本号の規定は、適法な職務遂行に基づく情報について適用されるものであり、本件捜査のように、違法な職務遂行に基づく情報には適用されない。

エ 条例第7条該当の点について

（ア）本件名誉毀損事件は、前記イで述べたとおり、犯罪として成立しない事件であり、警察が本件捜査を行ったことは違法不当である。本件行政文書は、警察の違法行為を弾劾するための裁判で疎明資料として使うものであるから、これを公開することには、公益上の理由及び必要性がある。

（イ）本件名誉毀損事件をめぐる紛争の種を孫子の代まで残さず、早期に決着をつけておくことには、公益上の理由がある。

オ 個人に関する情報の本人への公開について

本件行政文書に記載された情報は、違法な職務遂行に基づくものであり、それが請求者本人に係る情報である場合は、請求者本人に係る情報であったとしても、そのことを理由に非公開とされる個人情報公開することは認められない、という条例の趣旨は除外され、本人には、公開されるべきである。

カ その他

本件名誉毀損事件は、前記イで述べたとおり、名誉毀損罪の構成要件には該当しない。また、公益を図る目的でなした本件名誉毀損行為は、これが事実であることの証明をもって違法性が阻却されるため事件として成立しない。したがって、本件捜査は、違法不当である。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の警察署が取り扱った名誉毀損事件に係る警察署長事件指揮簿である。本件行政文書には、本件名誉毀損事件の捜査着手から結了までの捜査経緯、特定の警察署長による捜査指揮の内容等が記載されている。

(2) 条例第5条第1号本文該当性について

ア 事件名に関する情報は、被疑者及び被害者の氏名等を非公開としても、それ以外の部分の情報又は容易に取得し得る他の情報と照合することにより、本件名誉毀損事件に係る被疑者及び被害者が識別され、又は識別され得る情報である。

イ 被疑者の本籍、住所、氏名及び生年月日（以下「被疑者の氏名等」という。）は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報である。

ウ 被害者の住所、氏名、生年月日及び年齢（以下「被害者の氏名等」という。）は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報である。

エ 警部補以下の捜査主任官及び逮捕警察官の氏名（以下「捜査担当者の氏名」という。）は、特定の個人が識別される情報である。

オ 警部補以下の捜査主任官の職名及び逮捕警察官の所属する課名（以下「捜査担当者の職名等」という。）は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報である。

カ 事件の概要及び指揮（伺い）事項欄には、被疑者の身上関係及び供述内容、本件名誉毀損事件の詳細な経緯等が記載されているが、これらの

情報は、被疑者にとって、最も不名誉な他人に知られたくない情報であり、また、被害者にとっては、被害にあったことを思い起こさせる情報であって、当該情報が公開されることにより、個人の秘密、個人の私生活、その他他人に知られたくない個人に関する情報が公にされるなど、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

したがって、当該情報は、いずれも条例第5条第1号本文に該当する。

(3) 条例第5条第1号ただし書該当性について

ア 条例第5条第1号ただし書ア及びエ該当性について

本件行政文書の非公開部分に記載された情報(以下「本件非公開情報」という。)は、条例第5条第1号ただし書ア及びエに該当しないことは明らかである。

イ 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

(ア) 被疑者の氏名等、被害者の氏名等及び事件名に関する情報について
被疑者の氏名等、被害者の氏名等及び事件名に関する情報については、慣行として公にされていないことから、条例第5条第1号ただし書イに該当しないので非公開とした。

(イ) 警部補以下の警察官の氏名について

a 警察は、他の一般行政機関とは異なり、違法行為を取り締まる機関であるという特殊性を有していることから、違法行為を敢行しようとする団体及び個人から取締りを逃れるために各種の攻撃や牽制を受けるおそれがある。

これら各種の攻撃や牽制は、警察組織そのものに対して向けられるだけでなく、警察職員個人やその家族をも対象として行われ、結果として、プライバシーの侵害、脅迫、嫌がらせ等の被害を受け、私生活にも影響を及ぼすことになる。

b 県民の利便性を考慮し、所属長又はこれに代わる者の氏名については、神奈川県職員録(以下「職員録」という。)や新聞の異動記事で原則公表しているため、警部以上の階級にある者(相当職を含む。)の氏名に限り、同号ただし書イで明示する「慣行として公にされている情報」に該当するので公開している。

c 警部補以下の階級にある者（相当職を含む。）の氏名（以下「警部補以下の氏名」という。）を一律に非公開としている理由は、警察業務は個々に密接な関わりを持っているため、いつ誰がどの部署に異動するか分からないことから、担当している業務の内容により、氏名の公開・非公開を区分できないからである。

d 以上のことから、警部補以下の氏名は、条例第5条第1号ただし書イに該当しないので、捜査担当者の氏名を非公開とした。

ウ 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

本件行政文書に記載された情報のうち、警察官の階級、決裁権者である副署長の職名、逮捕警察官が逮捕した事実、捜査主任官が捜査に着手した事実、逮捕状及び搜索差押許可状を請求した事実、身柄送致等に関する各指揮伺いの事実、捜査主任官の各指揮伺いに対する警察署長の指揮内容等については、条例第5条第1号ただし書ウに該当するので公開した。

(4) 条例第5条第6号該当性について

ア 警部である捜査主任官の職名、氏名及び印影

本件非公開情報のうち、警部である捜査主任官（以下「捜査主任官」という。）の職名、氏名及び印影（以下「捜査主任官の氏名等」という。）は、条例第5条第1号ただし書イ又はウに該当し、公開すべき情報であるが、当該情報が公開されると特定の個人が識別されるため、これを知った被疑者等からいわゆる「お礼参り」その他有形無形の嫌がらせを受けるなど特定の個人の生命、身体等に不法な侵害が及ぶ蓋然性が強く、犯罪の予防に重大な支障を及ぼすおそれがある。

イ 捜査担当者の氏名及び捜査担当者の職名等

本件非公開情報のうち、捜査担当者の氏名及び捜査担当者の職名（以下「捜査担当者の氏名等」という。）は、前記(2)エ及びオ並びに(3)で述べたとおり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、ただし書のいずれにも該当しない情報であるとともに、前記アと同様の理由により、犯罪の予防に重大な支障を及ぼすおそれがある。

ウ 指揮（伺い）事項欄中の捜査方針、捜査経過、捜査手法等

本件非公開情報のうち、指揮（伺い）事項欄に記載された捜査方針、捜査経過、捜査手法等（以下「捜査方針等」という。）は、犯罪の立件基準及び捜査の着眼点であり、これらが公開されると、これを知り得た者が検挙に至らない程度の同種事案を敢行し、あるいは逃走又は証拠隠滅を図る等の対抗措置を取る蓋然性が強く、犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報は、いずれも、条例第5条第6号に該当する。

（5）条例第7条該当性について

不服申立人は、本件捜査は名誉毀損事件が成立しないにもかかわらず行われた違法不当なものであり、これを弾劾するための裁判での疎明資料とするため、公益上の理由がある旨主張している。

しかし、本件捜査は適正に行われたものであり、不服申立人が主張する公益上の理由は、条例第7条の趣旨及び解釈に照らして、同条に該当しないことは明らかである。

（6）個人に関する情報の本人への公開について

条例に基づく公開・非公開の決定は、請求者のいかなる問わずに判断されるものであることから、非公開とされる個人に関する情報については、請求者本人が請求した場合であっても、公開することはできない。

（7）その他

不服申立人は、警察が事件を無理やり立件した旨主張しているが、本件捜査は適正であり、不服申立人が主張する事実はない。

4 審査会の判断理由

（1）審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

（2）本件行政文書について

本件行政文書は、特定の警察署が取り扱った名誉毀損事件に係る警察署

長事件指揮簿であり、そこには、捜査着手から結了までの捜査経緯、特定の警察署長による捜査指揮の内容等が記載されている。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文で定めたものと解される。

(イ) また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

したがって、当審査会は、以下のことを判断するに当たって、特に必要と認められる場合に限って、この点について触れることとする。

(ウ) 以上のことを総合的に判断すると、本件非公開情報のうち、次に掲げるものは、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、

条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

- a 被疑者の氏名等
- b 被害者の氏名等
- c 捜査主任官の氏名等
- d 捜査担当者の氏名等

また、次に掲げるものは、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

- e 事件名に関する情報

(エ) また、被疑者の身上関係及び供述内容並びに事件の具体的内容及び被疑者の処分結果を含むと認められる本件名誉毀損事件の詳細な経緯等は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは公開するとされている。

(ア) 本件非公開情報は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

- a 実施機関は、被疑者の氏名等及び被害者の氏名等並びに事件名に関する情報については「慣行として公にされている情報」には該当

しない旨説明している。当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。

- b 実施機関は、警察職員の氏名について、職員録や新聞の異動記事で公表されている警部以上の階級にある者（相当職を含む。）の氏名を除き、「慣行として公にされている情報」には該当しないことから、非公開とすべき旨説明している。

この点について、当審査会で調査したところ、昭和46年以降、警部補以下の氏名は、職員録に掲載されておらず、また、昭和48年以降、新聞の異動記事でも公表されていない事実が認められる。

したがって、捜査担当者の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。

また、捜査主任官の氏名は慣行として公にされており、印影もこれと同様に解すべきであることから、当該情報は、同号ただし書イに該当すると判断する。

- c その余の本件非公開情報については、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

- a 本件非公開情報のうち、捜査主任官の職名及び捜査担当者の職名等については、公務員の職務の遂行に関して記載されたものであり、同号ただし書ウに該当すると判断する。
- b その余の本件非公開情報については、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

なお、不服申立人は、違法な職務遂行に基づく情報は本号ただし書ウの規定を根拠にすべて公開すべきである旨主張しているが、公務員の職務遂行自体が適法であるか否かは、本号該当性の判断に影響

響を及ぼすものではないと考える。

(4) 条例第5条第6号該当性について

ア 条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は非公開とすることができるとしている。

ここでいう「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪の予防の見地から、本号により非公開とすることができるものと解される。また、「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに犯人及び証拠を発見し、証拠を収集及び保全する活動をいうと解される。

イ 同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。そこで、本件行政文書に記載された情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるかどうかを検討する。

(ア) 捜査主任官の氏名等及び捜査担当者の氏名等

実施機関は、本件非公開情報のうち、本件名誉毀損事件を捜査した捜査主任官の氏名等及び捜査担当者の氏名等が公開されると、特定の個人が識別されるため、これを知った被疑者等からいわゆる「お礼参り」その他有形無形の嫌がらせを受けるなど特定の個人の生命、身体等に不法な侵害が及ぶ蓋然性が強く、犯罪の予防に重大な支障を及ぼすおそれがある旨説明している。

警察の業務は、相手方からの反発、反感等を招きやすく、捜査を担当する警察官の氏名等が公開されると、当該警察官が特定され、被疑者等から嫌がらせを受けるなど、当該警察官の生命、身体等の安全を脅かす犯罪が誘発されることが十分予想される。したがって、実施機関が犯罪の予防に重大な支障を及ぼすおそれがあると判断したことに、合理的な理由があると認められる。

(イ) 捜査方針等

実施機関は、本件非公開情報のうち、捜査方針等に関する情報は、犯罪の立件基準及び捜査の着眼点であり、これらが公開されると、これを知り得た者が検挙に至らない程度と同種事案を敢行し、あるいは逃走又は証拠隠滅を図る等の対抗措置を取る蓋然性が強く、犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがある旨説明している。

捜査方針等の情報が公開されると、捜査の手の内が明らかとなり、検挙に至らない程度と同種事件が敢行され、あるいは逃走又は証拠隠滅が図られる等の対抗措置が取られることが十分予想される。したがって、実施機関が犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると判断したときには、合理的な理由があると認められる。

ウ 以上のことから、捜査主任官の氏名等、捜査担当者の氏名等及び捜査方針等は、これらを公開することにより、犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。

(5) 条例第7条該当性について

ア 不服申立人は、本件非公開情報は公開すべき公益上の理由がある旨主張しており、これは、条例第7条に規定する公益上の理由による裁量的公開を行うべきであると主張する趣旨であるとも解されるので、以下の点について検討する。

イ 条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるとき」は公開することができる旨規定している。

ここでいう「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第5条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による人の生命、身体等の保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的及び公共的な利益を保護する特別の必要がある場合をいい、本条の規定は、こうした場合に非公開情報であっても実施機関の裁量によって例外的に公開する余地を与えたものと解される。

本諮問案件においては、実施機関は、本件非公開情報について条例第5条第1号及び第6号に該当すると判断した上で、当該情報を非公開と

すべき必要性を超えて公益上公開すべき特別の必要がないと判断したものであって、実施機関としての裁量を誤ったものであるとはいえない。

(6) 個人に関する情報の本人への公開について

不服申立人は、本件行政文書に記載された情報は違法な職務遂行に基づくものであり、それが本人に係る情報である場合は、本人には公開すべきである旨主張している。

しかし、条例は、県民等に等しく行政文書の公開を請求する権利を保障することなどにより、公正で開かれた県政の実現を図り、県民と県との信頼関係を増進することを目的として制定されている。

この条例に基づく請求者は、県民等の一人として、所定の要件の下において行政文書の公開を求めることができるにとどまり、そこに記載されている情報が請求者本人の個人情報であることを理由に、特別に行政文書の公開を受けることまで認められたものではないと解すべきである。したがって、この条例の趣旨に照らすと、仮に請求者本人に係る情報であったとしても、そのことを理由に非公開とされる個人に関する情報を公開することは認められないと判断する。

なお、不服申立人は、違法な職務遂行に基づく情報は公開すべきである旨主張しているが、公務員の職務遂行自体が適法であるか否かは、上記の判断に影響を及ぼすものではないと考える。

(7) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)カの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 14 年 12 月 18 日	諮問
12 月 24 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成 15 年 1 月 20 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
1 月 23 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付し、非公開等理由説明書に対する意見書の提出を依頼
2 月 26 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
2 月 27 日	実施機関に非公開等理由説明書に対する意見書を送付
5 月 14 日 (第 21 回部会)	審議
6 月 2 日 (第 22 回部会)	審議
6 月 24 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
8 月 4 日 (第 24 回部会)	審議
8 月 28 日 (第 25 回部会)	審議
10 月 8 日 (第 26 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	獨 協 大 学 教 授	
鈴木 敏子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成15年11月20日現在)(五十音順)